

医療用ウィッグ・乳房補整具の購入費用を助成します

インターネット購入についてや分からないことは、お問い合わせください。裏面もご覧ください。

富士宮市では、がん患者の皆様の就労や社会参加を応援し、療養生活の質の向上、経済的負担の軽減を図るため、医療用ウィッグ及び乳房補整具の購入費用の一部を助成します。

対 象 者	次の全てに該当する人を対象とします。 1 市内に住民票がある人 2 がんと診断され、その治療を受けている又は受けた人 3 がん治療に起因する脱毛によりウィッグを購入した人又は外科的治療等による乳房の変形に対する乳房補整具を購入した人 4 過去に他の都道府県及び市区町村において、医療用ウィッグ又は乳房補整具の購入に対する助成を受けていない人	
助成対象	医療用ウィッグ又は乳房補整具の購入費用 ※申請は助成対象者 1 人につき 1 回、1 補整具につき 1 回限り	
助成金額 (上限額)	・医療用ウィッグ（全頭用であるもの） 20,000 円 ・乳房補整具（①、②のどちらかのみ） ①補整下着（下着とともに使用するパッド含） 20,000 円 ②人工乳房（乳房再建術により体内に埋め込まれたものを除く） 100,000 円	
申請期限	4 月～12 月に購入した場合：購入日の属する年度内 1 月～ 3 月に購入した場合：購入日の翌日から 90 日以内	
申請場所	健康増進課（保健センター）	
申請書類	1 申請書（別記様式 ※富士宮市ホームページからダウンロード可） 2 病名の分かる書類の写し 3 がん治療に伴い、脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類の写し（薬物療法または手術に関する説明書や診断書、治療方針計画書等） 4 医療用補整具の購入に係る領収書の写し（購入者のフルネーム、購入日、購入金額、購入内容、発行者の名称・住所。全ての記載が必要） 5 申請者の個人番号カード又は運転免許証等の本人確認書類 6 申請者名義の通帳又はキャッシュカード	
助成金交付の流れ	助成金の交付決定後、指定の口座に振込みます。	

【問合せ】 ☎418-0005 富士宮市宮原 12-1

富士宮市 健康増進課 Tel 22-2727（※おかけ間違いのないようお願いします。）

ホームページはこちらから⇒



申請書類 3 について（がん治療に伴い、脱毛又は外科的治療等による乳房の変形を証明する書類）

- ・ウィッグの助成を受ける場合、薬物療法、放射線治療等の副作用として脱毛があることが確認できる書類が必要です。
- ・乳房補整具の助成を受ける場合、乳房切除などの手術をしたことが確認できる書類が必要です。

その他

- ・ポイントやクーポンの値引きを利用した分、送料、購入に要した交通費等は助成対象にはなりません。
- ・ウィッグの付属品、ケア用品(ブラシ、トリートメント剤等)は助成対象にはなりません。
- ・インターネットでの購入で、領収書が発行されない場合、代用できる書類は下記のとおりです。

利用明細書や納品書（領収書に記載されている情報と同等のものが記載されているもの）に加え、料金を払ったことが分かる書類（代引きの本人控えやクレジットカードの明細書など）が必要です。

- ・医療用ウィッグと乳房補整具は、それぞれ 1 回限りの助成となっています。
過去に医療用ウィッグの助成を受けた人が、別の機会に乳房補整具の申請することは可能です（この逆も同じです）。また、同時に申請することもできます。
- ・申請者（がんになった人）と口座名義人が異なる場合は、委任状（申請者の押印が必要です。委任状は健康増進課にあります。）、口座名義人の通帳またはキャッシュカードが必要です。

